



目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課) | 1 |
| ○道路の区域変更 (4件) (道路課) | 1 |
| ○道路の供用開始 (2件) (〃) | 2 |
| ○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課) | 3 |
| ○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (〃) | 3 |
| 公 告 | |
| ○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課) | 3 |
| ○平成26年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課) | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課) | 4 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・18揭示) | 5 |
| ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃) | 5 |
| ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃) | 5 |
| 高知県人事委員会告示 | |
| ◎給料表別級別職務区分表の一部改正 | 5 |

告 示

高知県告示第406号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス北本町店
高知市北本町三丁目303番2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------------|--------------------|---|
| 株式会社コスモス薬品 | 代表取締役 宇野 正 晃 | 福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号 第一福岡ビルS 館4階 |

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,470平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
50台
 - 駐輪場の収容台数
39台
 - 荷さばき施設の面積
80.0平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
15.0立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

帯

午前6時から午後10時まで

- 届出年月日
平成26年6月18日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 土佐清水宿毛
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番17から幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番27まで | 前 | 3.9 20.2 | 190 |
| | 後 | 16.3 27.8 | 190 |

高知県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南環状
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高知市長浜字赤松本 2316番1から 高知市長浜字赤坂山 6479番1まで | 前 | 26.0 } | 230 |
| | 後 | 61.1 | |
| 高知市長浜字赤松本 2316番1から 高知市長浜字カミス キ山6353番21まで | 前 | 25.9 } | 230 |
| | 後 | 26.0 | |

高知県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------------------|--------|-----------------|---------------|
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 5.2 } | 99 |
| | 後 | 9.5 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 8.1 } | 99 |
| | 後 | 52.6 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 5.0 } | 185 |
| | 後 | 15.7 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 8.5 } | 185 |
| | 後 | 52.5 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 6.3 } | 210 |
| | 後 | | |

| | | | |
|----------------------|---|-----------|-----|
| 吾川郡いの町長澤字 アド102番1 | 前 | 43.9 } | 210 |
| | 後 | 12.0 } | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド194番1 | 前 | 5.4 } | 112 |
| | 後 | 14.0 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド193番1 | 前 | 13.3 } | 112 |
| | 後 | 24.3 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド193番1 | 前 | 5.6 } | 90 |
| | 後 | 20.6 | |
| 吾川郡いの町長澤字 アド193番1 | 前 | 11.0 } | 90 |
| | 後 | 36.8 | |

高知県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡津野町白石字 南野地甲2269番1地 先から 高岡郡津野町白石字 芝山甲2265番2まで | 前 | 4.7 } | 63 |
| | 後 | 36.9 | |
| 高岡郡津野町白石字 芝山甲2265番2まで | 前 | 10.2 } | 63 |
| | 後 | 36.9 | |
| 高岡郡津野町白石字 芝山甲2265番2まで | 前 | 11.4 } | 63 |
| | 後 | | |

| | | | |
|--|---|-----------|----|
| 高岡郡津野町白石字 大地甲1553番2から 高岡郡津野町白石字 大地甲1547番2まで | 前 | 13.5 } | 67 |
| | 後 | 11.9 } | |
| 高岡郡津野町白石字 大地甲1547番2まで | 前 | 15.1 } | 67 |
| | 後 | | |

高知県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|---------------|---------------|
| 高知市長浜字赤松本2316番 1から 高知市長浜字カミス キ山6353番21まで | 230 | 平成26年7月2 日 |

高知県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|---------------|---------------|
| 高岡郡四万十町数神字村上 782番2から 高岡郡四万十町数神字上切 レ1369番まで | 60 | 平成26年7月1 日 |

| | | |
|--|-----|-----------|
| 高岡郡四万十町数神字本モ屋敷757番1から 高岡郡四万十町数神字久保屋敷1433番地先まで | 180 | 平成26年7月1日 |
|--|-----|-----------|

高知県告示第413号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市知寄町一丁目5番1号
三建設計有限会社
取締役 公文 宏
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市大津乙1847-6
ファミリーマート大津乙店
- 3 指定年月日
平成26年6月18日

高知県告示第414号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 業務を廃止した売りさばき人の住所及び氏名
高知市池380-1
小崎 博之
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市大津字世々羅乙1807-1
ローソン高知大津店
- 3 廃止年月日
平成26年6月13日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。
平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 講習の実施日時、実施場所及び種別

| | |
|-------------|-------------|
| 講習の実施日及び実施場 | 講習の種別及び実施時間 |
|-------------|-------------|

| 所 | 給油取扱所 | |
|------------------------------|------------|--------------|
| | 給油取扱所 | その他 |
| 平成26年8月19日（火） 高知県庁正庁ホール | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後4時まで |
| 平成26年8月20日（水） 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成26年8月21日（木） 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成26年8月25日（月） 中土佐交流会館 | 〃 | 〃 |
| 平成26年8月26日（火） 四万十市立文化センター | 〃 | 〃 |
| 平成26年8月27日（水） 〃 | 〃 | |
| 平成26年8月29日（金） 安芸市消防防災センター | 〃 | 午後1時から午後4時まで |

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の受講の申請手続
- (1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
 - (2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
 - (3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成26年8月1日（金）から同月12日（火）までの間に受け付ける。

- (4) 講習の受講手数料
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。
- 3 講習に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）
~~~~~  
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成26年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。  
平成26年7月1日  
高知県知事 尾崎 正直
- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除  
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格  
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
(1) 成年被後見人又は被保佐人  
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者  
(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時  
平成26年9月7日（日）午前10時から
- 5 試験場所  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
- 6 受験手続  
(1) 受験申請書類  
ア 受験申請書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を証する書類の写し  
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）  
(2) 受験申請書類の提出期間  
平成26年8月1日（金）から同月15日（金）まで

なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成26年8月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料  
3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。)

なお、受験申請書類を受理した後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票  
受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準  
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表  
平成26年10月1日(水)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。  
また、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他  
(1) 受験申請書(写真票を含む。以下同じ。)は、高知県立高知高等技術学校において交付する。  
(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外)を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。  
(3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年7月1日  
高知県知事 尾崎 正直  
役名 氏名 住 所  
(退任)  
理事 大原 正廣 高知市薊野727  
(就任)  
理事 鍋島 義明 高知市一宮西町三丁目5-3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区から次のとおり退任及び就

任した役員の届出があった。  
平成26年7月1日  
高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
(退任)  
理事 島崎 盛作 高知市比島町二丁目 14-27  
" 田内 正博 " " 10-17  
" 田内 利季 " " 12-17  
" 楠瀬 悦正 " 弥生町 4-18  
" 濱川 章一 " 札場 17-3  
" 小松 繁雄 " " 9-16  
" 池上 寛水 " 北本町三丁目 4-74  
" 楠瀬 永久 " 塩田町 17-4  
" 島崎 幸雄 " 札場 16-24  
" 宮田 義久 " 一宮西町三丁目 6-12  
" 時光 武男 " 東秦泉寺 277  
監事 濱田 詮信 " 比島町三丁目 17-24  
" 松田 祐一 " 南金田 2-24  
" 森岡 利孝 " 新本町二丁目 2-43  
(就任)  
理事 田内 正博 " 比島町二丁目 10-17  
" 濱川 章一 " 札場 17-3  
" 田内 利季 " 比島町二丁目 12-17  
" 小松 繁雄 " 札場 9-16  
" 西本 雅彦 " 中水道 9-41  
" 島崎 幸雄 " 札場 16-24  
" 早崎 武夫 " 布師田 1218  
監事 濱田 詮信 " 比島町三丁目 17-24  
" 宮田 義久 " 一宮西町三丁目 6-12  
" 山下 桂佐 " 弥生町 5-18

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田野町土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年7月1日  
高知県知事 尾崎 正直  
役名 氏名 住 所  
(退任)  
理事 山本幸二郎 安芸郡田野町 353-1  
" 黒岩 健一 " " 19  
" 平高 正則 " " 2868-1  
" 山脇 幾男 " " 1286  
" 公文 和昭 " " 529-1  
" 横田 紘一 " " 1860

" 岩崎 章 " " 2246  
" 山本 博夫 " " 2765-1  
" 坂本 祐二 " " 3193  
" 山本 秀俊 " " 1504-2  
" 西山 和男 " " 4651-8  
" 牛窓 博文 " " 572  
" 公文 勝典 " " 315-4  
監事 南 好弘 " " 1397-3  
" 田中 繁穂 " " 604・605・606  
" 藤田 譲 " " 660-1

(就任)  
理事 藤田 譲 安芸郡田野町 660-1  
" 公文 和昭 " " 529-1  
" 平高 正則 " " 2868-1  
" 山脇 幾男 " " 1286  
" 西山日出男 " " 269-1  
" 桑名 敏 " " 394  
" 岩崎 章 " " 2246  
" 山本 博夫 " " 2765-1  
" 坂本 祐二 " " 3193  
" 山本 秀俊 " " 1504-2  
" 西山 和男 " " 4651-8  
" 牛窓 博文 " " 572  
" 公文 勝典 " " 315-4  
監事 南 好弘 " " 1397-3  
" 田中 繁穂 " " 604・605・606  
" 岸野 隆志 " " 1326

教育委員会規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第23号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「高知県立青少年センターの関係職員」を「利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員」に、「高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則第3条の規定に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付します」を「利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

りません」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第38号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,504人である。

平成26年6月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第39号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,862人である。

平成26年6月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第40号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 92,310人 |
| 室戸市、東洋町選挙区              | 5,351人  |
| 安芸市、芸西村選挙区              | 6,482人  |
| 南国市選挙区                  | 13,152人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,944人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,542人  |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区          | 8,180人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,410人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,774人  |
| 香南市選挙区                  | 9,231人  |
| 香美市選挙区                  | 7,772人  |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,355人  |
| 長岡郡、土佐郡選挙区              | 3,786人  |
| 吾川郡選挙区                  | 8,994人  |

|        |         |
|--------|---------|
| 高岡郡選挙区 | 17,614人 |
| 黒潮町選挙区 | 3,498人  |

-----  
**人 事 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県人事委員会告示第6号**

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の2級の知事部局の項中  
「林業普及指導員（5等級）」  
を  
「専門普及指導員（5等級）  
林業普及指導員（5等級）」  
に改める。